

川崎市内 各区社会福祉協議会 移送サービス事業概要

平成29年度

区	川崎区	幸 区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
台 数		2台	1台	2台	1台	1台
車 両		トヨタ（ラクティス・ワゴン車） トヨタ（タウンエース ノア・ワゴン車）	日産（セレナチェアキャブ・ワゴン車）	日産（セレナチェアキャブ・ワゴン車）	日産（セレナチェアキャブ・ワゴン車）	日産（セレナチェアキャブ・ワゴン車）
ボランティア数		19名	15名	24名	7名	17名
登録利用者数		19名	49名	11名	個人 23名 団体 3団体	21名
28年度利用件数 ボランティア対応		144件	119件	100件	108件	164件
車両貸し出し		未実施	4件	0件	46件	1件
賛助会費		年間 3,000円	年間 1,000円 (車両貸し出しのみ)	年間 3,000円	年間 2,000円	年間 2,000円
利用対象		区内在住で ①60歳以上で、公共交通機関や一般車両の利用が困難な方。 ②身体障害者手帳1・2級の交付を受け、公共交通機関や一般車両の利用が困難な方。 ③上記①②に準ずる者で、会長が特に必要と認めた者 上記、①②③で賛助会員の登録をされた方。	区内在住で①要介護2以上、もしくは身体障害者手帳2級以上で車いす利用者または歩行困難な方 ②療育手帳A1・A2で単独での公共交通機関の利用が困難な方 ※利用のためには事前に移送サービスの会員登録手続きが必要です	区内に在住の以下の項目に該当し、既存の公共交通機関・一般車両を利用することが困難な方 1. 介護保険上の要支援、要介護者 2. 身体障害者手帳1・2級である者 3. 療育手帳Aの方 4. 上記3項に準ずる者で会長が特に必要と認めた者	あらかじめ会員として登録された、多摩区内で在宅生活をされ、かつ、家庭での移動支援が得られない移動制約者で、移動の方法に他制度の利用が困難な者を対象とする。 (1)介護保険法に基づく要介護者及び要支援者 (2)身体障害者福祉法に基づく身体障害者 (3)その他本会会長が特に必要と認める者	区内に住所を有し、あらかじめ会員として登録された次に定める者。 ①外出の際に車イスが必要な方で、介護保険法にいう要介護者及び要支援者 ②外出の際に車イスが必要な方で、身体障害者法にいう身体障害児者 ③外出の際に車イスが必要な方で、介護保険法にいう要介護者及び要支援者又は身体障害児者で既存の交通機関・一般車両を利用することが困難な者。 ④その他、肢体不自由児者、知的障害者、精神障害者などにより単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。
利用者負担		・利用料として、1キロ30円。 ・運行協力費。 ・有料駐車場料金、有料道路料金等実費を負担。	・利用料は無償。 ・実費燃料代として、利用時は、1キロ40円。 ・有料駐車場料金、有料道路料金等、実費を負担。	①ボランティアによる送迎の場合 送迎料金 500円 ガソリン代 5km毎に150円 ②車両貸出の場合 基本使用料 500円 ガソリン代 5km毎に150円 ・有料駐車場料金、有料道路料金等、実費を負担。	運送の対価 初乗り運賃(2キロまで) 300円 加算料金 1キロごとに150円 ・迎車料金 片道250円。 ・待機料金 500円(3時間以上待機が必要な場合。) ・乗降介助料 500円 ・付添料金 1,500円(ひとりでの乗車が不安な方で、病院内での見守りを行う付添ボランティアが同乗した場合に3時間まで1,500円以降1時間ごと250円加算) ・キャンセル料1,000円(利用当日運転者が現地まで到着してからのキャンセルの場合) 有料駐車場料金、有料道路料金等、実費を負担。	・迎車料金 300円/回 ・ガソリン代として、5キロ250円(ただし、50キロを超える場合は、走行距離に50(円)を乗じた額とする。) ・待機料金 500円(目的地での待機が4時間を超えた場合に加算します) ・有料駐車場料金、有料道路料金、その他サービス利用中にかかる経費は実費を負担。